

# 誓 約 書

今般、別紙申請の土地につき農地法第3条の規定による許可申請をなすにあたり、下記の事項を履行します。

## 記

1. 許可（所有権移転）を受けた後は、速やかに登記を行います。
2. 権利取得後、農地としての生産が低下しないように努めます。
3. 権利取得直後概ね3年間の転用若しくは第三者への譲渡・貸付は、一切致しません。
4. 許可農地の管理及び共同作業その他必要な事項については、責任をもって地域農業生産関係者等との調整を図り、その慣行を遵守します。
5. 前各項に違反した場合、当事者は責任をもって許可の取消しを行います。

申請地	みやま市	町	字	番地
		外	筆 田	m <sup>2</sup>
			畑	m <sup>2</sup>
			樹園地	m <sup>2</sup>
			計	m <sup>2</sup>

みやま市農業委員会会長 殿

令和 年 月 日

申請人 住 所

(譲受人) 氏 名

Ⓜ